

大磯町総合計画策定条例について

1 条例制定の背景

これまでの総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対して総合計画の基本部分である基本構想を、議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、平成23年に地方分権改革推進計画に基づき、地方自治法の一部が改正されたことにより基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想を策定するかどうかは市町村の判断に委ねられることとなりました。

また、改正法の施行後も、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であるとされています。

《参考》

(旧法における基本構想の策定義務)

地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

(策定義務の撤廃)

総務大臣通知（総行行第57号 総行市第51号 平成23年5月2日）抜粋

第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。（旧法第2条第4項関係）

なお、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

(地方自治法における議会の議決事件)

地方自治法第96条第2項 抜粋

普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

2 地方自治法改正後に総合計画を策定した県内自治体の状況

	計画名称	基本構想	議決の根拠	施行日	議決日 (策定年月)
		期間			
開成町	第五次開成町総合計画	平 25～令 6	議会基本条例	平 22. 4. 1	平 24. 12. 12
伊勢原市	伊勢原市第 5 次総合計画	平 25～令 4	議会の議決すべき事件に関する条例	平 24. 10. 18	平 25. 7. 4
二宮町	第 5 次二宮町総合計画 ※策定時は議決なし	平 25～令 4	議会基本条例	平 25. 4. 1	(平 25. 3)
清川村	第 3 次清川村総合計画	平 26～令 5	総合計画条例	平 25. 9. 30	平 25. 12. 5
南足柄市	南足柄市第五次総合計画	平 27～令 5	自治基本条例	平 22. 10. 1	平 26. 12. 17
逗子市	逗子市総合計画	平 27～令 20	総合計画策定条例	平 26. 11. 27	平 27. 1. 29
川崎市	川崎市総合計画	平 28～ 30 年程度	議会基本条例	平 21. 7. 1	平 27. 12. 15
平塚市	平塚市総合計画 ～ひらつかNEXT～	(基本計画の期間は 平 28～令 5)	—	—	(平 28. 2)
中井町	第六次中井町総合計画	平 28～令 7	議会基本条例	平 25. 4. 1	平 28. 3. 2
藤沢市	市政運営の総合指針 2020 (総合計画でないが、基本方針のみ議決を経ている)	平 29～令 2	—	—	平 29. 2. 20
箱根町	箱根町第 6 次総合計画	平 29～令 8	議会基本条例	平 25. 4. 1	平 29. 2. 23
大和市	健康都市やまと総合計画	平 31～令 10	議会の議決すべき事件に関する条例	平 30. 8. 28	平 30. 12. 20
松田町	松田町第 6 次総合計画	平 31～令 8	議会基本条例	平 30. 10. 1	平 31. 3. 8

3 今後の対応

今後も総合的かつ計画的な町政運営を行うためには、目指すべきまちの将来像やまちづくりの基本理念を定めることは不可欠です。そのため、平成30年11月に定めた大磯町第五次総合計画策定方針（資料3-2）に基づき、本町の行政運営における最上位計画として位置付ける総合計画を、議会の議決を経て策定することについて必要な事項を定める「大磯町総合計画策定条例」を制定することとします。

4 条例の骨子

- 趣旨（第1条）
総合計画を策定することにより、総合的かつ計画的な町政運営を図ります。
- 定義（第2条）
この条例で使用する「総合計画」、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」のそれぞれの用語の意義を示します。
- 計画の策定（第3条）
総合計画を策定し、総合計画に即して町政運営を行います。
- 総合計画審議会への諮問（第4条）
基本構想及び基本計画の策定及び見直しに関して、総合計画審議会に諮問します。
- 意見の聴取（第5条）
基本構想及び基本計画の策定及び見直しに関して、町民からの意見を聴きます。
- 策定過程における報告（第6条）
基本構想及び基本計画の策定及び見直しに関して、策定過程において基本的な事項について議会へ報告します。
- 議会の議決（第7条）
基本構想の策定及び見直しに関して、議会の議決を経ることとします。
- 公表（第8条）
基本構想及び基本計画の策定及び見直しに関して、内容を公表します。
- 他の計画との関係（第9条）
分野別又は事業別の個別計画の策定及び見直しに関して、総合計画との整合を図ります。
- 委任（第10条）
この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

大磯町第五次総合計画の進捗状況について

1 これまでの経過

- 平成30年11月 第五次総合計画策定方針決定、計画策定着手
(平成30年11月30日総務建設常任委員会説明)
- 平成31年1月～ 町民等意見の把握を順次実施
- 平成31年3月 基礎調査完了

2 町民等意見の把握

(1) 町民アンケート調査【実施済】

○対象者及び抽出方法

平成31年3月1日現在の住民基本台帳より無作為抽出

- A 大磯町在住の18歳以上の男女1,500人
- B 平成26年度以降に大磯町に転入した大磯町在住の18歳以上の男女500人
- C 調査期間中の本庁舎町民課戸籍係及び国府支所窓口来庁者のうち、18歳以上の男女かつ転入届または転出届の提出者

○調査期間

平成31年3月15日（金）～3月28日（木）

○調査方法

郵送配布・郵送回収 ※窓口アンケートは、回収箱設置方式

○回収状況

- A 町民アンケート : 447件 (29.8%)
- B 転入者アンケート : 191件 (38.2%)
- C 窓口来庁者アンケート : 35件 (転入者)、43件 (転出者)

○調査結果

資料3-3（報告書）、資料3-4（概要版）のとおり

(2) 卓話集会（10年後の大磯町を考えよう～次期総合計画の策定に向けて～）【実施中】

○対象者

町内24地区の町民

○実施期間

令和元年7月6日（土）～10月26日（土）

○参加者数

のべ278名（令和元年9月末現在：18地区実施済）

(3) ワークショップ（みんなで考えよう！未来のおおいそ）【実施中】

○対象者

町民アンケート調査の回答者のうち、参加希望者45名

○実施日程

令和元年10月6日（日）、10月20日（日）、11月3日（日）、11月17日（日）

○参加者数

17名（第1回）

(4) 中学校生徒会との意見交換会【実施済、予定】

○対象者

大磯中学校及び国府中学校の生徒会役員

○実施期間

平成30年度～令和元年度の2か年で実施

- ・平成30年度 平成31年1月28日（月）、平成31年1月29日（火）
- ・令和元年度 令和2年1月までに実施予定

○参加者数

平成30年度 17名（大磯中学校11名、国府中学校6名）

(5) 関係団体ヒアリング【予定】

○対象者

町内で活動している各分野の団体等

○実施期間

令和元年中に実施予定

3 基礎調査

○調査期間

平成30年6月29日（金）～平成31年3月29日（金）

○調査項目

- ・大磯町の現状の整理（人口、産業、土地利用状況、都市基盤、財政状況など）
- ・社会動向の調査・分析
- ・類似団体との比較・分析
- ・地域経済分析システムによる調査・分析

○調査結果

資料3-5（報告書）のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年12月	総合計画策定条例制定（12月議会議案上程）
令和2年6月	第五次総合計画基本構想策定（6月議会議案上程）
令和2年12月	第五次総合計画基本計画策定
令和3年2月	第五次総合計画実施計画策定
令和3年4月～	第五次総合計画着手